◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

スコープ

審判所、暗号資産取引に営利性認められず

暗号資産収入が300万円超かつ帳簿保存満たしても雑所得

暗号資産取引による収入が300万円を超え、帳簿を保存していたにもかかわらず、「事業所得」ではなく、「雑所得」と判断されていた事案があることが本誌の取材で明らかとなった。暗号資産取引により生じた利益は、原則として「雑所得」に区分されるが、その年の暗号資産取引に係る収入金額が300万円を超え、かつ、帳簿書類の保存がある場合には、原則として「事業所得」として認められることとされている。この点、税務調査では暗号資産取引には営利性がないとして否認。その後の国税不服審判所の裁決でも原処分を支持する判断が行われている（大裁（所）令7第62号）。

国税庁の情報では暗号資産収入300万円超かつ帳簿があれば「事業所得」も

国税庁は令和4年10月7日、所得税基本通達を一部改正し、事業所得と業務に係る雑所得については、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する旨を明記した。ただし、収入金額が300万円以下であっても、帳簿書類の保存があれば、原則として事業所得に区分するとされている（所基通35－2）。これを踏まえ、国税庁が公表している「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」では、その年の暗号資産取引に係る収入金額が300万円を超える場合、帳簿書類の保存があれば、原則として「事業所得」に該当する旨が明らかにされている。

安定した収益を得られる可能性なし

今回、本誌が入手した裁決事例によると、WEB広告事業を営む納税者が暗号資産取引に係る損失を事業所得の金額の計算上必要経費として所得税等の期限後申告を行ったところ、税務調査により「雑所得」に該当するとして所得税等の更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分が行われている。納税者の令和4年中の暗号資産取引に係る収入金額は300万円を超えており、帳簿書類も保存していたが、税務署は暗号資産取引には営利性がなく、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性があるとはいえないとして否認。審査請求に至ったものである。

審判所は、特定の経済的活動が「対価を得て継続的に行う事業」に該当するか否かについては、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして判断すべきとした上で、請求人は、暗号資産取引に係る収入金額が300万円を超え、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存があるほか、暗号資産取引を反復して行い、暗号資産取引が請求人の計算と危険により独立して行われていたとしたが、本件取引には、相当程度の期間継続して収益を得られる可能性があったとは認められず、営利性があったとも認められないなどとし（表参照）、本件暗号

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ